

地域力の育成・向上に係る関連施策・事業一覧

(平成28年度)

1 「担い手の育成」に係る関連施策・事業

(1) 北海道の関連施策

番号	担い手の育成			事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	地域で支 え合う意 識づくり	地域力の 担い手の 育成・支援	ネット ワーク構 築の促 進				部・課・G名	内線	
1	○	○		防災・減災道民運動 推進事業	道	地域における危機意識の高揚や相互協力の強化、迅速かつ正確な情報 伝達体制の確立など、地域の自主的な防災に対する取組を促すとともに、 国、自治体、企業、団体、教育機関などが連携した防災体制の仕組みづく りを行い、社会情勢の変化に対応する地域防災体制の構築を行うため、次 のような事業を行う。 ○HPによる普及啓発 ○防災研修会の実施の働きかけ、地域防災マスターへの防災情報等の 提供による活動支援 ○防災研修会実施主体と地域防災マスターの派遣調整等支援や研修会 実施の技術支援等	総務部 危機対策局 危機対策課 防災グル ープ	22- 569	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bosai_top.htm
2	○	○		北海道防災教育ア ドバイザー制度	道	防災に関する様々な分野の専門的な知識を有する方や被災経験された 方を「北海道防災教育アドバイザー」として登録し、各種団体の防災教育の 取組ニーズにあわせて紹介することにより、地域での防災教育を推進する。 ・派遣先：自主防災組織、市町村など ・対象分野：①地域の自然災害リスクや過去の被災経験の解説 ②メディア等による災害情報の活用 ③減災対策 ④避難所運営 ⑤避難所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)などの教材活用 ⑥防災訓練のシナリオや防災研修の企画立案 ⑦避難計画や災害時事業計画 ・費用負担：派遣に係る経費(謝金・旅費など)は、制度を活用する団体が 負担	総務部 危機対策局 危機対策課 防災グル ープ	22- 580	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bousaikyouikuadviser.htm
3		○		消防力強化対策費 (消防団等育成強化 対策費補助金)	各種団体	消防防災体制の充実強化、防災防火思想の普及啓発を図るため、防災 研修や訓練、啓発誌の発行などの取組を促進し、地域の防災体制の充実・ 強化に寄与している(公財)北海道消防協会に対し、補助金を交付する。	総務部 危機対策局 危機対策課 消防グル ープ	22- 577	http://hokkaidosyoboukyoukai.or.jp/
4		○		職員研修費	道	「新・北海道職員等人材育成基本方針」に基づき、民間等の持つ専門的な ノウハウ、技術の効果的な活用や簡素で効率的な行政運営の視点などにより、 効果的・効率的な研修を実施する。 ○自己啓発への支援 ○職場研修の実施 ○職場外研修の実施	総務部 人事局 人事課 人事グル ープ	22- 164	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jni/jinzai_kusei.htm
5	○	○		地域づくり推進費 (地域力向上サポ ート事業)	道	行政をはじめ、市民や企業、NPOなどの地域の多様な主体が連携して身 近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上を 図る。 ○「地域力」の育成・向上に向けた取組の総合的な推進 庁内横断的な推進体制のもと、「地域力」の育成・向上に向けた施策を総 合的に推進 ○「地域力」に関する情報発信 地域力の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内 外の先進事例などの情報をホームページを通じて発信し、地域力の向上に に向けた全道的な取組を促進 ○「地域力」向上に係る取組へのサポート ・社会的課題等に対して活発化している分野別、主体別な取組が有機的に 繋がることで、その成果を一層高め、地域が一体となる仕組みづくりを目 指し、実際に地域に出向き、地域の取組に対するサポートを実施 ・行政職員やNPOなどを対象として、地域力向上に向けた取組手法や実践 活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際の核となる人材 を育成	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力グル ープ	23- 483	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chichoo/chiiikyoku/newtopH26.htm
6	○	○	○	まちづくりコンサル ジュ	道	各総合振興局・振興局地域政策課及び総合政策部地域創生局の担当職 員が窓口になり、市町村、NPO、企業等、地域でまちづくり活動を実践する 方から、まちづくりに関する相談をお受けし、活動状況に応じて解決に向け た施策を提案します。 <コンサルジュ活動の例> ・これまでに取り組んだモデル事業などから、様々な事例を紹介 ・住民が話し合うための場づくりや対話の手法の手引き、研修会などの案 内 ・国や北海道、関係団体の補助や助成の制度の案内 ・「北海道地域づくりアドバイザー」など、豊富な経験を持つ専門家の紹介 ・地域で活動している団体の紹介や、道内の地域づくり団体が集まる交流 大会、情報や意見の交換に使えるメーリングリストなどの案内	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力グル ープ	23- 483	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chichoo/chiiikyoku/concierge/top.htm

番号	担い手の育成			事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	地域で支 え合う意 識づくり	地域力の 担い手の 育成・支援	ネット ワーク構 築の促 進				部・課・G名	内線	
7	○	○		北海道地域づくりアドバイザー紹介制度	道	道は、地域づくりの専門的な知識や豊かな経験を有する者をアドバイザーとして随時登録し、地域づくり団体等から紹介の申請があった場合には、アドバイザーと調整を行い、紹介することにより、地域づくり団体等の取組を支援する。 ・派遣先：地域の活性化に取り組んでいるグループ、団体及び企業並びに市町村 ・対象分野：①協働による地域づくり(ファシリテーター、協働コーディネーターなど) ②まちづくり(コミュニティの形成・再生など) ③地域経営(行財政改革、地方自治、地方分権など) ④集落・過疎対策 ⑤地域資源の活用(コミュニティビジネス、観光、自然環境など) ・費用負担：派遣に係る経費(謝金・旅費など)は、制度を活用する団体等が負担	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力グ ループ	23- 483	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chich/o/chiiikiryoku/adviser-top.htm
8	○	○	○	市民活動促進センター管理運営費	道	道内のさまざまな市民活動を行う個人、団体が活発に交流・連携し、情報交換を行い、また、活動に係る専門的な相談などの拠点となるように設置した市民活動促進センターを核として、市民活動を総合的に推進するため、次のような事業を実施する。 ○交流及び連携促進のための施設等の提供 ○情報収集及び提供 ○学習機会の提供 ○人材育成 ○調査研究及び研究結果の公表	環境生活部 暮らし安全 局道民生活 課 協働推進グ ループ	24- 182	http://www.do-shiminkatsudo.jp/
9	○	○		市民活動地方開催講座開催業務委託事業	NPO法人等 (道が委託)	「北海道市民活動促進条例」に基づき、道民が市民活動を円滑に行うため、市民活動に関する学習機会の提供及び市民活動を支える人材の育成を目的とした講座を全道各地で次のとおり開催する。 ○市民活動支援セミナー 2ヶ所	環境生活部 暮らし安全 局 道民生活課 協働推進グ ループ	24- 182	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npokyoudou-02siminakatudou.htm
10		○		地域活動推進事業費補助金	団体	多様化する地域社会のニーズに対応し、市民と行政の協働により多様で豊かな地域社会を形成するため、地域住民の公益的活動の総合的支援を行う(公財)北海道地域活動振興協会が行う次のような事業に対して助成する。 ○コミュニティ再生事業～コミュニティづくりを担う人材の育成	環境生活部 暮らし安全 局道民生活 課 協働推進グ ループ	24- 182	http://www.fureaizaidan.or.jp/
11	○			安全・安心どさんこ運動	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議	犯罪のない安心して暮らせる地域づくりを進めるため、人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのためのさまざまな活動を促し、社会に広める道民運動として「安全・安心どさんこ運動」を全道で展開するため、ステッカーやポスターを作成・配付し、運動の普及啓発を図る。 ○子どもの安全を見守る運動 子どもの安全に対するの注意喚起を促すとともに、子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害にあっている場面を目撃したり、助けを求められた場合に、その子どもを保護し、速やかに警察等へ通報するなどして、子どもの安全確保を図る運動 ○あいさつ・みまもり・たすけあい運動 いつでも・どこでも・だれにでも日常生活の中でできることを実践していただくことで「地域の絆」を深めようとする運動	環境生活部 暮らし安全 局 道民生活課 安心安全グ ループ	24- 163	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/anze-n-hp/dosankounndo.htm
12	○		○	犯罪のない安全で安心な地域づくり推進事業費	道	「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に基づき、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するための推進体制を整備するとともに、関係機関・団体をはじめ広く道民に対し広報・啓発活動を行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の防止に関する道民の意識の高揚を図る次のような事業を行う。 ○普及啓発事業：啓発用リーフレットの作成、配布等 ○推進体制整備事業：全道推進会議、ネットワーク交流会の開催 ○防犯活動推進地区活動支援事業：毎年度3地区(以内)を指定し、重点的に支援 ○表彰事業：4個人・団体を表彰	環境生活部 暮らし安全 局 道民生活課 安心安全グ ループ	24- 163	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/anze-n-hp/hanzainonaimachidukuri.htm
13	○	○		北海道ボランティアセンター活動事業	北海道社会福祉協議会	北海道におけるボランティア活動の推進を図るため、市町村ボランティアセンターへの支援、ボランティア活動に参加しやすい体制の整備を目的に、(社福)北海道社会福祉協議会が実施する次の事業を支援する。(補助負担：国1/2、道1/2) ○福祉教育推進事業 小中高校をボランティア協力校として指定(1,501校)、福祉教育活動研究会(1カ所)の開催 福祉学習のための資料作成(パンフレット5,500部) ○養成研修事業 ボランティアリーダー養成研修会(1回) ボランティアコーディネーター養成研修会(1回) ○市町村ボランティアセンター指導・援助 情報収集・提供、講師派遣	保健福祉部 福祉局 福祉支援課 福祉基盤グ ループ	25- 618	http://blog.canpan.info/d-vola/
14		○		創業サポート相談室	道	新たに事業をおこす個人やNPO法人等の創業の相談に幅広く対応する総合的な窓口として、本庁及び総合振興局(振興局)に「創業サポート相談室」を設置している。	経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支 援グループ	26- 226	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sapot-osoudansitu.htm

番号	担い手の育成			事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先 部・課・G名	内線	ホームページの 関係ページアドレス
	地域で支 え合う意 識づくり	地域力の 担い手の 育成・支援	ネット ワーク構 築の促 進						
15	○	○	○	中山間ふるさと・水 と土保全対策事業	道	土地改良施設や農地の保全・利活用を通じた地域住民活動の活性化を 推進するため、基金を造成し、その運用益で人材の育成や組織の支援体制 確立など地域の取組を支援。 ○多様な地域住民活動を活性化するための地域活動支援 ○地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の 育成等	農政 部 農村振興局 農村整備課 農園企画グ ループ	27- 620	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/2_kan
nri/Kan_furumis2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/2_kan nri/Kan_furumis2.htm
16	○			「ほっかいどう企業 の森づくり」	道、市町 村、各種団 体、NPO法 人、企業、 森林所有者	地球温暖化防止や水源涵養など、森林の公益的機能の向上を図ることを 目的に行っている森林整備について、企業が社会貢献活動の一つとして参 加していただくことを促進するため、企業に対する情報提供や森林所有者と の橋渡し、活動のコーディネートなど、企業の森づくり活動を支援する。	水産林務部 森林環境局 森林活用課 道民の森グ ループ	28- 823	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/kigyounomori/sinrindukuri.htm
17	○			道民との協働による 水源林の復元	道、各種団 体、NPO法 人、企業等	道民の森・神居尻地区「水源の森」を道民との協働による森づくりのフィ ールドとして、企業や団体等多くの道民による植樹活動を通じて水源林として 復元していく。	水産林務部 森林環境局 森林活用課 道民の森グ ループ	28- 823	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/suigenomori.htm
18		○		木育推進事業	道	木育を伝えることの特任スペシャリストである「木育マスター」育成のための 研修の開催	水産林務部 森林環境局 森林活用課 木育グルー プ	28- 817	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/mokui
ku/meister/top.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/mokui ku/meister/top.htm
19	○			ストップ・ザ・温暖化 推進事業	道	北海道地球温暖化対策推進計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減 に向けた道民・事業者の取組を推進するため、次の事業を実施する。 ○北海道地球温暖化防止活動推進員の派遣 北海道地球温暖化防止活動推進員(28名)を配置し、道内各地で普及啓 発活動や事業者への講演派遣等を実施 ○温暖化フォーラムの開催 道民、事業者に対する温暖化防止のための取組の実践に向けた地域 フォーラム開催(1回)	環境生活部 環境局低炭 素社会推進 室温暖化対 策グループ	24- 233	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/suishinin.htm
20	○			自然環境保全費(自然 環境保全監視費)	道	「北海道自然環境等保全条例」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適 正化に関する法律」、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づ き、自然保護監視員、鳥獣保護員及び生物多様性保護監視員を配置し、自然 公園や鳥獣保護区等における適切な保護監視等を行い、自然環境の保 全を図る。(事業の一部)	環境生活部 環境局生物 多様性保全 課生物多様 性保全グ ループ	24- 396	関係ページなし
21	○			自然環境計画推進 費(生物多様性保全 推進費)	道、各種団 体	高山植物保護のために、北海道警察や地元関係機関、団体等と連携した 監視・パトロールを実施し、盗掘防止及び違法採取者の取締を行う。(事業の 一部)	環境生活部 環境局生物 多様性保全 課生物多様 性戦略グ ループ	24- 388	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hurea
i/protect.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hurea i/protect.htm
22	○			北海道ふるさと教育・観光教育推進事業	道	小中学校での「アイヌの人たちの歴史・文化等」と「北方領土」及び北海道 の自然や文化、観光等を含む産業等の教育資源の活用を通じた、北海 道についての理解を深め、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむふるさと教 育を推進し、総合的な学習の時間における指導の工夫や学習環境の整備 などについて実践研究を進め、全道への普及を図る。 ・実践校:各管内1校以上 小・中学校(合計29校) 「総合的な学習の時間指導プログラム」を活用した授業実践及び啓発 (指定期間:1年) ・協力校:学習環境の整備や外部講師を招聘した授業の実施 (指定期間:1年)	教育 庁 学校教育局 義務教育課 義務教育指 導グループ	35- 772	<a href="http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/gky
/kitanodaiti1.htm">http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/gky /kitanodaiti1.htm
23	○			青少年の体験活動 推進事業(青少年 リーダー養成事業)	道	地域教育力が低下しており、地域で子どもを育てる環境の充実や人間性 豊かな青少年の育成が求められていることから、青少年の社会参画に向け た推進体制整備と地域づくりに貢献する青少年活動リーダーの養成を目的 として次の事業を実施する。 ○青少年リーダー養成事業ジュニアリーダーコース 中・高校生、特別支援学校生を対象に、地域活動やまちづくりに参画する青 少年活動リーダーの養成を目的に実施	教育 庁 生涯学習推 進局 生涯学習課 生涯学習推 進・施設グ ループ	35- 522	<a href="http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg
/jr27-2.pdf">http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg /jr27-2.pdf

番号	担い手の育成			事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先 部・課・G名	内線	ホームページの 関係ページアドレス
	地域で支 え合う意 識づくり	地域力の 担い手の 育成・支援	ネット ワーク構 築の促 進						
24	○			青少年の体験活動 推進事業(社会参画 推進体制整備事業)	道	<p>地域教育力が低下しており、地域で子どもを育てられる環境の充実や人間性豊かな青少年の育成が求められていることから、青少年の社会参画に向けた推進体制整備を行う。</p> <p>○北海道体験活動ボランティア活動支援センター 社会全体として奉仕活動・体験活動を推進する仕組みとして北海道立青少年体験活動支援施設ネイバル深川において、体験活動等に関する情報を収集・提供するとともに、専門的な相談に応ずる体制を整備する。</p> <p>①ボランティア・奉仕活動体験等、体験活動に関する情報の収集・提供及び相談 ②広報、その他</p>	教 育 庁 生涯学習推 進局 生涯学習課 ネイバル深 川グループ	35- 522	https://manabi.pref.hokkaido.jp/wa/hmvc/
25	○			ほっかいどう生涯学 習ネットワーク(道民 カレッジ)事業	道、各種団 体	<p>北海道らしい生涯学習社会の実現のため、産学官が連携して学習機会を提供し、道民の学習意欲の向上を図るため、次のような事業を行う。</p> <p>○「ほっかいどう学」大学インターネット講座～インターネットによる講座の配信 ○「ほっかいどう学」地域活動推進講座～人材育成講座の実施 ○普及啓発・情報提供～連携講座の募集等、ガイドブック等啓発資料の作成、広報活動、情報交流広場(まなびの広場)</p>	教 育 庁 生涯学習推 進局 生涯学習課 生涯学習セ ンターグ ループ	36- 326	https://manabi.pref.hokkaido.jp/college/
26		○		子どもの読書活動 活性化推進事業「学 校図書館活性化推 進事業」	道	<p>子供にとって一番身近な図書館である学校図書館の活性化を図り、学校の教育活動全体及び子どもの読書活動推進に資することを目的とし、学校図書館担当教職員に対し、学校図書館の効果的な活用や魅力ある学校図書館づくりなどの研修を実施</p> <p>・26年度～28年度の3年間で全管内実施 ・対象：小・中学校の学校図書館担当職員及び学校図書館ボランティア、市町村担当職員等</p>	教 育 庁 生涯学習推 進局 生涯学習課 社会教育・ 読書推進グ ループ	35- 516	http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/move/dokusyo/dokusyoinde.htm
27		○		学校司書配置促進 事業	道	<p>学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒の読書や自発的な学習活動を支援するため、学校司書の研修を実施</p> <p>・27年度～29年度の3年間で実施 ・対象：学校司書、配置を検討している学校職員・管理職、市町村担当職員等</p>	教 育 庁 生涯学習推 進局 社会教育・ 生涯学習課 読書推進グ ループ	35- 516	http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/move/dokusyo/dokusyoinde.htm
28	○			読書活動充実事業	道	<p>図書館や書店のない町村の学校において、様々な体験等を通じて読書に対する興味関心を高め、地域における読書活動を推進</p> <p>・27年度～29年度の3年間で実施 ・対象：3年間で38地域</p>	教 育 庁 生涯学習推 進局 社会教育・ 生涯学習課 読書推進グ ループ	35- 516	http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/move/dokusyo/dokusyoinde.htm
29	○	○		安全・安心まちづくり 事業	道	<p>安全で安心な地域づくり条例に基づき、犯罪のない誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現するための取組として、道民等の防犯に対する意識の高揚を図り、自主的な活動を促進するため、次のとおり事業を行っている。</p> <p>○実践型防犯教室の開催～振り込め詐欺、解錠・破錠・ガラス割実演など実践的な防犯教室を開催(46警察署) ○自主防犯活動ハンドブックの作成・配布～自主防犯活動に係る様々なノウハウや先駆的な取組を紹介 ○防犯ボランティアリーダー養成講座の開催～自主防犯活動のコーディネーターとして、活動の普及や活性化を図るリーダー養成講座を開催 ○地域安全マップ作成等への支援～地域の危険箇所把握のための現地調査への協力と対応策への助言等、地域安全マップ作成のための支援を実施</p>	警 察 本 部 生活安全部 生活安全企 画課 安全・安心 まちづくり係	3021	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/

(2) 国や団体の事業

番号	担い手の育成			施策・事業・制度名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G及び問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス			
	地域で支え合う意識づくり	地域力の担い手の育成・支援	ネットワーク構築の促進				部・課・G名	内線				
30	○	○		コミュニティ助成事業【(一財)自治総合センター】	市町村(政令指定都市は除く)、市町村が認める自主防災組織	①地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業) 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に対する助成 ・助成対象団体 市町村 ・助成金 30万円～200万円	総務部 危機対策局 危機対策課 防災グループ	22-569	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity			
					市町村(政令指定都市は除く)、市町村が認めるコミュニティ組織	②一般コミュニティ助成事業 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備事業に対する助成 ・助成対象団体～市町村、市町村が認めるコミュニティ組織 ・助成金～100万円～250万円 ③コミュニティセンター助成事業 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会所(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備事業に対する助成 ・助成対象団体～市町村、市町村が認めるコミュニティ組織 ・助成金～対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額 ただし、1,500万円を限度 ④青少年健全育成助成事業 青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する次のソフト事業に対する助成 1. スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 2. 文化・学習活動に関する事業 3. その他のコミュニティ活動のイベント等に関する事業 ・助成対象団体～市町村、市町村が認めるコミュニティ組織 ・助成金～30万円～100万円 ⑤共生の地域づくり助成事業 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業に対する助成 ・助成対象団体～市町村 ・助成金～1,000万円を限度とする。 ただし、ソフト事業の場合には500万円を限度とする。				総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活カグループ	23-483	
					市町村(政令指定都市は除く)、広域連合、一部事務組合等 ※ウは市町村のみ	⑥活力ある地域づくり助成事業 ア 地域資源活用助成事業 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。 ・助成対象団体～市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法に基づく協議会及び実行委員会等 ・助成金～上限200万円 イ 広域連携推進助成事業 複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び合併してできた市町村が住民の一体感醸成のため実施するソフト事業。 ・助成対象団体～市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法に基づく協議会及び実行委員会等 ・助成金～上限200万円 ウ 活力ある商店街づくり助成事業 市(区)町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップまたは集客力の向上を資する施設、設備等を整備するもの。 ・助成対象団体～市町村 ・助成金～上限1,000万円						
地方創生アドバイザー事業【(一財)地域活性化センター】	市町村、広域連合、一部事務組合等	地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業又は研修会等を開催する事業で、テーマに具体性があるもの。 ・助成対象団体～市町村、広域連合、一部事務組合等、地方自治法の規定に基づき設置された協議会 ・助成対象経費～助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費 ・助成率～助成対象経費の100%以下 ・助成上限額～1事業あたり総額20万円を上限	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グループ	23-477	https://www.jcrd.jp/							
シンポジウム助成事業【(一財)自治総合センター】	都道府県、市町村	シンポジウム、パネルディスカッション(必須)、基調講演、事例発表又は展示会等の実施に対する助成 ・助成対象事業者～都道府県・市町村 ・助成金～上限額300万円	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活カグループ	23-483	http://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity/02-2							

番号	担い手の育成			施策・事業・制度名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 及び問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	地域で支 え合う意 識づくり	地域力の 担い手の 育成・支援	ネット ワーク構 築の促 進				部	課・G 内線	
33	○			地域イベント助成事業 【(一財)地域活性化 センター】	市町村	コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントに対して市町村がコミュニティに補助する経費を助成する。 ・助成対象団体～市町村 ・助成対象経費～助成対象事業を実施するコミュニティに対して市町村が助成する経費 ・助成率～助成対象経費の100%以下 ・助成上限額～1事業あたり100万円を上限	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グ ループ	23- 477	https://www.jcrd.jp/
34		○		地域づくり団体活動 支援事業 【(一財)地域活性化 センター】	地域づくり 団体 (地域づくり 団体全国協 議会登録団 体に限る)	登録団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの)。 ・助成対象団体～地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(前年度において地域づくり団体等活動支援事業の助成を受けた団体及び全国協議会に登録後1ヶ月未満の団体を除く) ・助成対象経費～助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する謝金及び旅費(日当は含まない) ・助成率～助成対象経費の100%以下 ・助成金上限額～1事業あたり総額15万円を上限(ただし、謝金及び旅費について各10万円を限度)	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グ ループ	23- 477	https://www.jcrd.jp/
35	○	○	○	過疎地域等におけ る集落対策の推進 【総務省】	市町村	1 取組の内容 ①「集落支援員」の設置 ・市町村に「集落支援員」を設置。支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。 (地域の実情に詳しく集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を活用) ②「集落点検」の実施 ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施(集落点検チェックシートを活用) ③ 集落のあり方についての話し合いの促進 ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進 (「集落点検」の結果を活用) ④集落対策 ・住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた集落対策を推進(生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし) 2 財政措置(特別交付税による措置) ① 集落支援員の設置に要する経費(報酬等) ② 集落点検の実施に要する経費(点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費) ③ 集落における話し合いの実施に要する経費(資料印刷代、コーディネーター謝金・旅費)	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活カグ ループ	23- 483	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaika/ku/02gyosei08_03000070.html
36		○		ふるさと財団助成事 業 (新・地域再生マ ネージャー事業) 【(一財)地域総合整 備財団】	市町村	地域再生を目指す市町村に対し、その課題に応じて各分野での知識やノウハウを有する外部の専門的人材の活用に必要な経費の一部を助成 ・補助率:2/3以内 ・補助上限額:700万円	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グ ループ	23- 472	http://www.furusato-zaidan.or.jp/news/26_3/
37		○		ふるさと財団助成事 業 (まちなか再生支 援事業)【(一財)地域 総合整備財団】	市町村	まちなか再生に取り組む市町村に対し、具体的・実務的ノウハウを有する専門家又は大学に業務の委託等をする費用の一部を助成 ・補助率:2/3以内 ・補助上限額:700万円	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グ ループ	23- 472	http://www.furusato-zaidan.or.jp/news/26_3/
38		○		地域活動推進事業 【(公財)北海道地域 活動振興協会】	(公財)北海 道地域活動 振興協会	○ コミュニティ再生事業 市町村・市民活動団体など地域で公益的活動を行う団体等と協会が共催で、コミュニティの形成や再生を担う人材育成のための連続講座を開催する。(講師謝金・旅費など講座開催に係る経費を協会が負担)	環境生活部 くらし安全 局道民生活 課 協働推進グ ループ	24- 182	http://www.fureizaidan.or.jp/
39	○	○	○	老人クラブ活動推進 事業 【厚生労働省】	老人クラ ブ、市町村 老人クラブ 連合会	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するため、高齢者の豊かな経験や知識、能力を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加、地域の担い手としての役割の確立等を推進する老人クラブ活動に対して助成する。(補助負担:国1/3、道1/3、市町村1/3) ○活動別リーダー育成事業 ○世代間交流促進事業 ○情報提供・相談活動事業 ○広報・加入促進事業 ○健康づくり事業 等	保健福祉部 高齢者支援 局 高齢者保健 福祉課 介護運営グ ループ	25- 665	関係ページなし

2 「仕組み・環境づくり」に係る関連施策・事業

(1) 北海道の関連施策

番号	仕組み・環境づくり		事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	協働の仕 組み・環境 づくり	活動の定着・ 拡大を支える 仕組みづくり				部・課・G名	内線	
1	○		北海道と民間企業等との協働に関する提案募集	道、民間企業等	民間企業等が有する資源(アイデア、ノウハウ、資金等)と道が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、道内地域、経済の活性化や公共サービスの充実を図っていくため、協働を推進すべき政策分野や項目について民間企業等からの提案を募集し、民間との協働を推進する。	総合政策部 知事室 広報広聴課 広報企画グループ	21-379	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyodo/partnership-new.htm
2		○	地域づくり推進費(地域力向上サポート事業)	道	行政をはじめ、市民や企業、NPOなどの地域の多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上を図る。 ○「地域力」の育成・向上に向けた取組の総合的な推進 庁内横断的な推進体制のもと、「地域力」の育成・向上に向けた施策を総合的に推進 ○「地域力」に関する情報発信 地域力の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例などの情報をホームページを通じて発信し、地域力の向上に向けた全道的な取組を促進 ○「地域力」向上に係る取組へのサポート ・社会的課題等に対して活発化している分野別、主体別な取組が有機的に繋がることで、その成果を一層高め、地域が一体となる仕組みづくりを目指し、実際に地域に出向き、地域の取組に対するサポートを実施 ・行政職員やNPOなどを対象として、地域力向上に向けた取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際の核となる人材を育成	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力グループ	23-483	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chicho/chiikiriyoku/newtopH26.htm
3		○	地域政策総合推進費(地域政策推進事業)	道	地域固有の課題に迅速かつ確に対応し、個性ある地域づくりを推進するため、総合振興局(振興局)自らが地域の関係者との連携、協働のもとに事業を実施 ○対象事業 総合振興局(振興局)自ら実施する事業で、原則としてソフト事業	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グループ	23-470	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chicho/tenkai/original/index01.htm
4	○	○	地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業(ソフト系事業))	市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等及び総合振興局(振興局)長が適当と認める者	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種事業を支援する。 ・交付対象事業 社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業、観光レクリエーション事業、産業振興事業、省エネルギー・新エネルギー振興事業など ・交付限度額 市町村：上限額500万円、下限額50万円 一部事務組合、広域連合、協議会等：上限額1,000万円、下限額50万円 総合振興局(振興局)長が適当と認める者：上限額300万円、下限額10万円 ・交付率 1/2以内	・担当 総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グループ ・問い合わせ先 各総合振興局(振興局) 地域創生部 地域政策課	23-469	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm
5		○	市民活動促進センター管理運営費	道	道内のさまざまな市民活動を行う個人、団体が活発に交流・連携し、情報交換を行い、また、活動に係る専門的な相談などの拠点となるように設置した市民活動促進センターを核として、市民活動を総合的に推進するため、次のような事業を実施する。 ○交流及び連携促進のための施設等の提供 ○情報収集及び提供 ○学習機会の提供 ○人材育成 ○調査研究及び研究結果の公表	環境生活部 くらし安全局 道民生活課 協働推進グループ	24-182	http://www.doshiminkatsudo.jp/
6		○	地域活動推進事業費補助金	団体	多様化する地域社会のニーズに対応し、市民と行政の協働により多様で豊かな地域社会を形成するため、地域住民の公益的活動の総合的支援を行う(公財)北海道地域活動振興協会が行う次のような事業に対して助成する。 ○地域活動支援事業 ①地域活動の促進を図るため、地域活動実践団体に助成 ②ボランティア活動の促進を図るため、ボランティア事業に助成	環境生活部 くらし安全局 道民生活課 協働推進グループ	24-182	http://www.fureaizaidan.or.jp/
7		○	NPOへの支援物品無償提供事業	道	道で不用となった物品のうち再利用が可能なものについて有効に活用し、NPOの公益的的事业活動を支援するため、希望するNPOに無償提供する。	環境生活部 くらし安全局 道民生活課 協働推進グループ	24-159	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npokyoudou.htm
8		○	協働の推進事務	道	「北海道行政基本条例」の道政運営の基本理念の一つとして「道民との協働による地域社会づくり」を位置づけ、積極的な推進と環境整備を図るため、「北海道協働推進基本指針」を策定し、次のような事業を実施する。 ○協働評価の実施～協働評価実施要綱に基づき、協働評価を実施 ○協働を進める仕組みづくり～NPOとの意見交換会の実施	環境生活部 くらし安全局 道民生活課 協働推進グループ	24-183	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npokyoudou.htm

番号	仕組み・環境づくり		事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	協働の仕 組み・環境 づくり	活動の定着・ 拡大を支える 仕組みづくり				部・課・G名	内線	
9	○		水質汚濁対策費(湖沼等環境保全対策事業)	市町村、町内会・自治会、各種団体、NPO法人、企業	地域住民の環境保全意識が高く、水環境の保全に関する取組が進んでいる流域において、地域住民が主体となった「流域ネットワーク」の構築や「流域環境保全計画」策定に向けた取組等について、道が支援する。 ○流域環境保全計画の策定(モデル流域「歴舟川」) ①連絡会議の設置(研修会などによる計画策定機運の醸成、計画策定に向けた意見交換・検討協議及び計画の策定) ②流域住民等への周知	環境生活部 環境局 環境政策課 環境保全グループ	24-271	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/kenzenna-mizujyunkan.htm
10	○		せわすき・せわやき隊	道、市町村、町内会・自治会	社会全体で子育てを支援する基盤づくりの一環として、平成17年度から市町村の協力を得て、地域の子育て経験者や高齢者の方々が、子どもや子育て家庭に対して、声かけ・見守り、子どもの預かりなど、それぞれの地域において身近で子育て支援を行うボランティア団体「せわすき・せわやき隊」(地域隊)の組織化を進めており、引き続き、次のような取組を行う。 ○活動事例集の作成 ○少子化対策圏域協議会(総合振興局(振興局)毎に設置)による市町村への設置促進に係る働きかけ	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課 少子化対策グループ	25-763	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/sewa.html
11	○		どさんこ・子育て特典制度	道、市町村、企業	社会全体で子育てを支援する環境づくりの機運醸成を図るため、市町村、商工団体、企業等との連携・協力の下、子育て世帯に対し買い物や施設利用の際に特典サービスを付与する取組である「どさんこ・子育て特典制度」を推進する。 ○特典カードの作成・配付～制度対象世帯(妊娠中の方及び小学生までの子どもがいる世帯)に配付 ○協賛店ステッカーの作成・配付～制度利用可能な協賛店として登録した店舗に配付 ○啓発用リーフレットの作成・配付～制度利用の案内などを道民に対して周知を図る	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課 少子化対策グループ	25-763	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html
12	○		「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業	道、市町村(公共施設)、店舗・企業等	親子が安心して外出できる環境づくりを進めていくため、市町村(公共施設)、店舗・企業等の協力を得て、「授乳」や「おむつ交換」ができる施設の登録を促進する。	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課 少子化対策グループ	25-764	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/support.html
13	○		地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業)	市町村(委託可)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 ○子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ○子育て等に関する相談、援助の実施 ○地域の子育て関連情報の提供 ○子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課 子育て支援グループ	25-767	関係ページなし
14	○		地域商業活性化総合対策事業	市町村、商店街、商工団体等	地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、地域商業の課題を解決するための取組や商店街の活性化計画を策定する取組に対して、市町村が行う場合にその一部を支援する。 1 連携力向上サポート事業 ・地域商業の課題を解決するための実施体制構築の取組や商店街の活性化計画を策定する取組などへの支援 ・交付率1/2以内(市町村補助額の1/2以内) ・補助限度額300千円	経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ	26-635	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/chiiki/shougyou.htm
15	○		空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業	市町村、商店街、商工団体等	地域商業の活性化に向け、コミュニティビジネス創出に向けた検討とともに、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援する。 1 コミュニティビジネス創出検討事業 ・専門家によるアドバイス、実証実験等のトライアル事業などソフト事業への支援 ・交付率1/2以内 ・補助限度額500千円 2 コミュニティ拠点整備事業 ・空き店舗の改装などのハード事業、開業に向けた事前周知活動などのソフト事業への支援 ・交付率1/2以内 ・補助限度額1,000千円	経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ	26-633	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/akiten/po-CB.htm

番号	仕組・環境づくり		事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	協働の仕 組・環境 づくり	活動の定着・ 拡大を支える 仕組・環境 づくり				部・課・G名	内線	
16	○		多面的機能支払事業	農業者等の組織する団体、市町村、道、道協議会	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など、地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援する。 ○農地維持支払事業費補助金 ・事業内容～市町村が農地維持支払を実施する農業者等の組織する団体を支援する場合に助成する。 ・事業実施主体～農業者等の組織する団体 ・補助率～3/4以内 ○資源向上支払事業費補助金 ・事業内容～市町村が資源向上支払を実施する農業者等の組織する団体を支援する場合に助成する。 ・事業実施主体～農業者等の組織する団体 ・補助率～3/4以内 ○多面的機能支払推進費 ・事業内容～道、市町村及び道協議会が適切かつ円滑に事業を推進するための事務費 ・事業実施主体～北海道、市町村、道協議会 ・補助率～定額	農政 部 農村振興局 農村設計課 農村活性化 グループ	27- 862	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ski/tamen/tamen_top.htm
17	○		中山間ふるさと・水と土保全対策事業	道	土地改良施設や農地の保全・利活用を通じた地域住民活動の活性化を推進するため、基金を造成し、その運用益で人材の育成や組織の支援体制確立など地域の取組を支援。 ○多様な地域住民活動を活性化するための地域活動支援 ○地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成等	農政 部 農村振興局 農村整備課 田園企画 グループ	27- 620	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/2_kan/nri/Kan_furumisu2.htm
18	○		道路維持補修費	町内会・自治会、各種団体、NPO法人、企業	沿道における地域住民や児童による清掃・花壇づくりに対して、花苗・ゴミ袋等を提供するなど側面から地域活動を支援し、地域における道路愛護活動の高揚を図る。	建設 部 建設政策局 維持管理防 災課維持 グループ	29- 273	関係ページなし
19	○		治水維持補修費	町内会・自治会、各種団体、NPO法人	公共施設が地域の財産であるという意識の醸成、愛護意識の向上、地域への愛着、コミュニティ形成、施設的环境改善及び利活用の促進を目的として、「アダプトシステム」を導入し、地域住民との協働による河川清掃や草刈り等の取組を推進している。 各建設管理部で定めている「アダプトプログラム運営要領」に基づき、各種団体・NPO法人等からの申し込みを受けて、取組箇所を決定する。 各種団体・NPO法人等は「年間活動計画書」を策定のうえ各種活動（無償）を行い、その活動結果を各建設管理部に報告する。	建設 部 建設政策局 維持管理防 災課維持 グループ	29- 345	関係ページなし
20	○		道立都市公園管理費	指定管理者	公共施設が地域の財産であるという意識を醸成し、指定管理者と地域住民等との協働による園内清掃等の取組を推進している。 (花壇整備、園内清掃、イベント実施等)	建設 部 まちづくり 局 都市環境課 公園緑地 グループ	29- 614	関係ページなし
21	○		道営住宅事業特別会計	道	高齢者や障がい者、子育て世代などの安全で安心な暮らしの実現や多様化・高度化する住宅ニーズに対応するため、福祉施策やまちづくり施策等と連携した良質な公営住宅の供給を推進することにより、道民生活の安定と社会福祉の増進を図る。	建設 部 住宅局 住宅課 事業調整 グループ	29- 512	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/index.htm
22	○		公営住宅等関連事業推進費	道	「北海道住生活基本計画(H23見直し)」に基づき、次のような安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策の展開を図る。 ○子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり 住宅のセーフティネットとしての公営住宅の供給、高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まい・環境づくり など ○良質な住宅の供給と既存ストックの活用推進 住宅におけるユニバーサルデザインの普及促進、北国にふさわしい良質な住宅ストックの形成 など ○良好な居住環境の維持向上と住まいづくりによる地域再生 中心市街地に安心とにぎわいを創出するまちなか居住の推進 など ○環境重視型社会の実現に向けた住まいづくり CO2排出量の削減に向けた取組みの推進 など ○北海道の優位性を活かした産業振興と、地域の住生活を支える産業の推進 北海道の良質な資材を活かす住宅関連産業の振興 など	建設 部 住宅局 住宅課 計画指導 グループ	29- 517	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/ju/seikatsukeikaku.htm
23	○		災害に強いまちづくり推進事業費	道	地震により被災した建築物の余震などによる倒壊や外壁等の落下から生じる二次災害を防止するため、北海道の地域特性を考慮した応急危険度判定制度の充実を図るなど、次のとおり建築物の震後対策を推進し、道民の安全を確保する。 ○応急危険度判定訓練等の実施 ○応急危険度判定士認定講習会の実施 ○応急危険度判定士の認定登録名簿の作成等	建設 部 住宅局 建築指導課 建築安全 推進 グループ	29- 478	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzen/suisin/oqhp.htm
24	○		北方型住宅きた住まいる推進事業費	道、各種団体	本道の気候風土に適した住まいづくりの実現を目指して昭和63年から北方型住宅の取組を進めており、平成26年度からは、基本性能の確保、専門技術者の関与、設計図書保管といった基本ルールを遵守する住宅事業者を「きた住まいるメンバー」として登録する「きた住まいる」の普及・促進を図るため、次のとおり取り組んでいる。 ①北方型住宅技術指導きた住まいる技術講習会等の実施～技術者向けの技術指導講習会や現地指導セミナーの開催 ②北方型住宅きた住まいる普及支援推進事業の実施～「きた住まいる」制度の普及促進等 ③北方建築総合研究所による住宅建築技術の普及啓発及び開発～イベント、セミナー等による普及啓発等	建設 部 住宅局 建築指導課 建築企画 グループ	29- 470	http://www.kita-smile.jp

番号	仕組み・環境づくり		事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	協働の仕 組み・環境 づくり	活動の定着・ 拡大を支える 仕組みづくり				部・課・G名	内線	
25		○	公立学校廃校施設 の有効活用の促進	道、市町村	地域の過疎化や少子化等に伴い増加する廃校校舎等の有効活用のため、次の とおり取り組んでいる。 ○道立学校関係 道教委や道で活用の見込みがない廃校校舎等について、市町村等における有効 活用を促進するため、ホームページにおいて施設の概要を紹介するなど、活用の働 きかけを行っている。 ○市町村立学校関係 市町村に対し、廃校舎の有効活用を促進するよう働きかけるとともに、ホーム ページによる廃校施設活用事例紹介の内容を充実	教 育 庁 総務政策局 施 設 課 (施設企画 グループ・ 施設助成グ ループ)	35- 461	http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/haiko/haikou.htm
26		○	学校・家庭・地域の 連携協力推進事業 費補助金(学校支援 地域本部)	市町村	地域全体で学校の教育活動を支援する体制づくりを推進することにより、教員や 地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充 及び地域の教育力の活性化を図る。 市町村における取組 ①コーディネーターの配置 ②地域住民からなる教育活動サポーターによる学校教育活動への支援	教 育 庁 学校教育局 義務教育課 子ども地域 支援グルー プ	35- 525	http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kcs/renkei.htm
27		○	学校・家庭・地域の 連携による教育支 援活動促進事業(家 庭教育支援活動事 業費補助金)	市町村	地域人材の養成・活用、学校等との連携による持続可能な仕組みをつくり、すべ ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域で家庭教育 を支援する体制づくりを進める。 市町村における取組 ①運営委員会の設置 ②コーディネーターの配置 ③教育支援活動の実施 ・家庭教育支援チームによる相談・支援 ・学習機会の効果的な提供	教 育 庁 生涯学習推 進局 生涯学習課 社会教育・ 読書推進グ ループ	35- 521	関係ページなし
28		○	学校・家庭・地域の 連携協力推進事業 費補助金(放課後子 供教室)	市町村	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全で安心な 活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ活動、様々 な体験や交流活動等の取組を、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策(放課 後子ども総合プラン)を実施する。 市町村における取組 ①運営委員会の設置 ②コーディネーターの配置 ③地域住民からなる教育活動サポーターの参画	教 育 庁 学校教育局 義務教育課 子ども地域 支援グルー プ	35- 767	http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kcs/renkei.htm
29		○	地域ぐるみの学校 安全体制整備推進 事業	市町村	学校や通学路における子どもたちの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域 の関係機関・団体が連携を図りながら、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制 を整備する。(補助負担:国1/3、道1/3、市町村1/3) ○スクールガードリーダーの巡回指導事業 ○スクールガード養成講習会事業 ○子どもたちの見守り活動事業	教 育 庁 学校教育局 参事(生徒 指導・学校 安全)	35- 675	関係ページなし
30		○	コミュニティ・スクー ルの導入	道、市町村	保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入を促進 することにより、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりによる学 校運営の改善・充実や地域の活性化を図る。 ○コミュニティ・スクールの普及・検証 ○好事例の情報提供等による学校や市町村の取組促進 ○国の研究指定等の活用	教 育 庁 学校教育局 義務教育課 子ども地域 支援グルー プ	35- 767	http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/hirakaretag/cs.htm
31		○	安全・安心まちづく り事業	道	安全で安心な地域づくり条例に基づき、犯罪のない誰もが安全に安心して暮らせ る地域社会を実現するための取組として、道民等の防犯に対する意識の高揚を図 り、自主的な活動を促進するため、次のとおり事業を行っている。 ○実践型防犯教室の開催～振り込め詐欺、解錠・破錠・ガラス割実演など実践的な 防犯教室を開催(46警察署) ○自主防犯活動ハンドブックの作成・配布～自主防犯活動に係る様々なノウハウ や先駆的な取組を紹介 ○防犯ボランティアリーダー養成講座の開催～自主防犯活動のコーディネーター として、活動の普及や活性化を図るリーダー養成講座を開催 ○地域安全マップ作成等への支援～ 地域の危険箇所把握のための現地調査へ の協力と対応策への助言等、地域安全マップ作成のための支援を実施	警 察 本 部 生活安全部 生活安全企 画課 安全・安心 まちづくり係	3021	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/

(2) 国や団体の事業

番号	仕組み・環境づくり 協働の仕 組み・環 境づくり	活動の定着・ 拡大を支える 仕組みづくり	施策・事業・制度名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 及び問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス		
						部・課・G名	内線			
32	○	○	コミュニティ助成事業【(-財)自治総合センター】	市町村(政令指定都市は除く。)、市町村が認める自主防災組織	①地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業) 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に対する助成 ・助成対象団体 市町村 ・助成金 30万円～200万円	総務部 危機対策局 危機対策課 防災グループ	22-569	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community		
				市町村(政令指定都市は除く。)、市町村が認めるコミュニティ組織	②一般コミュニティ助成事業 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備事業に対する助成 ・助成対象団体～市町村、市町村が認めるコミュニティ組織 ・助成金～100万円～250万円 ③コミュニティセンター助成事業 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備事業に対する助成 ・助成対象団体～市町村、市町村が認めるコミュニティ組織 ・助成金～対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額 ただし、1,500万円を限度。 ④青少年健全育成助成事業 青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する次のソフト事業に対する助成 1. スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 2. 文化・学習活動に関する事業 3. その他のコミュニティ活動のイベント等に関する事業 ・助成対象団体～市町村、市町村が認めるコミュニティ組織 ・助成金～30万円～100万円 ⑤共生の地域づくり助成事業 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業に対する助成 ・助成対象団体～市町村 ・助成金～1,000万円を限度とする ただし、ソフト事業の場合には500万円を限度とする				総政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活カグループ	23-483
				市町村(政令指定都市は除く。)、広域連合、一部事務組合等 ※ウは市町村のみ	⑥活力ある地域づくり助成事業 ア 地域資源活用助成事業 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。 ・助成対象団体～市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法に基づく協議会及び実行委員会等 ・助成金～上限200万円 イ 広域連携推進助成事業 複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び合併してできた市町村が住民の一体感醸成のため実施するソフト事業。 ・助成対象団体～市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法に基づく協議会及び実行委員会等 ・助成金～上限200万円 ウ 活力ある商店街づくり助成事業 市(区)町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップまたは集客力の向上を資する施設、設備等を整備するもの。 ・助成対象団体～市町村 ・助成金～上限1,000万円					
33	○	○	地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】	地域公共交通活性化再生法定協議会又は当該協議会の構成員である地方公共団体	【地域公共交通再編推進事業】 ① 補助率 国:定額(上限額2,000万円) ② 補助対象経費 再編計画の策定調査に要する経費(要綱に例示された内容) ・協議会開催等の事務費 ・地域のデータ収集・分析の費用 ・住民・利用者アンケートの実施費用 ・専門家の招聘費用 ・モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用 ・短期間の実証調査のための費用等	総政策部 交通政策局 交通企画課 地域交通グループ	23-766	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/tran-sport/index.html		

番号	仕組・環境づくり 協働の仕組・環境づくり	活動の定着・拡大を支える仕組・環境づくり	施策・事業・制度名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G及び問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
						部・課・G名	内線	
34	○		過疎地域等自立活性化推進交付金 【総務省】	市町村	<p>1 過疎地域等自立活性化推進事業 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業を支援する。 【交付先】 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下、「過疎法」という。)第2条第2項の規定により公示された市町村(以下、「過疎市町村」という。)及び構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等 【交付の要件】 過疎法第6条に定める過疎地域自立促進市町村計画において、当該年度に実施するものとして定められた次のいずれかに該当する事業 ア 産業振興(スモールビジネス振興) イ 生活の安心・安全確保対策 ウ 集落の維持・活性化対策 エ 移住・交流・若者の定住促進対策 オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 【交付額】 予算の範囲内で1,000万円を交付。</p> <p>2 過疎地域集落再編整備事業 【交付先】 過疎市町村 【交付の要件】 ア 集落等移転事業 (ア) 集落移転タイプ ① 次のいずれかの条件を満たす集落であること。 ・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。 ・交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。 ・交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。 ② 全体として移転戸数が、概ね5戸以上であること。 ③ 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。 ④ 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先において団地を形成すること。 (イ) へき地点在住居移転タイプ ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 ② 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること。 イ 定住促進団地整備事業 (ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。 (イ) 5戸以上が団地を形成すること。 ウ 定住促進空き家活用事業 (ア) 地域における定住を促進するため基幹的集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。 (イ) 空き家を整備する個数が3戸以上であること。 エ 季節居住団地整備事業 (ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 (イ) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。 (ウ) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること。 【交付率】 国1/2(以内)</p> <p>3 過疎地域遊休施設再整備事業 【交付先】 過疎地域市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等 【交付の要件】 次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 イ 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図るうえで、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 ウ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業を推進するものであること。 エ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 オ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。 【交付率】 国1/3(以内)</p> <p>4 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【補助対象】 地域運営組織(地域住民が主体となり、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う集落ネットワーク圏の中心的な組織) 【補助対象事業】 (1) 市町村による集落ネットワーク圏計画の策定 (複数让生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の形成に係るプラン策定を含む) (2) 地域運営組織の体制確立 (3) 地域運営組織による活性化プラン策定 (4) 地域運営組織が活性化プランに基づき取り組む事業を対象とする</p>	総合政策部 地域創生局 地域政策課 特定地域グループ	23-476	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/cgyousei/2001/kaso/gkasomain0.htm
						総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・地域活カグループ	23-483	

番号	仕組み・環境づくり 協働の仕 組み・環 境づくり	活動の定着・ 拡大を支える 仕組みづくり	施策・事業・制度名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 及び問い合わせ先		ホームページの関係 ページアドレス
						部・課・G名	内線	
35	○	○	過疎地域等における 集落対策の推進 【総務省】	市町村	<p>1 取組の内容</p> <p>①「集落支援員」の設置 ・市町村に「集落支援員」を設置。支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。(地域の実情に詳しく集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を活用)</p> <p>②「集落点検」の実施 ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施(集落点検チェックシートを活用)</p> <p>③ 集落のあり方についての話し合いの促進 ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進(「集落点検」の結果を活用) ・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援</p> <p>④ 集落対策 ・住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた集落対策を推進(生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし、コミュニティビジネスの振興、複数集落の連携などの取組み)</p> <p>2 財政措置(特別交付税による措置)</p> <p>① 集落支援員の設置に要する経費(報酬、活動旅費、会議費等)</p> <p>② 集落点検の実施に要する経費(点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費)</p> <p>③ 集落における話し合いの実施に要する経費(資料印刷代、コーディネーター謝金・旅費)</p>	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力グル ープ	23- 483	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c- gyousei/2001/kaso/k asomain5.htm
36	○		地域活動推進事業 【(公財)北海道地域 活動振興協会】	○地域活動 団体助成金 は、地域活 動団体 ○ボラン ティア活動 支援事業 は、ボラン ティア活動 団体	<p>1 地域活動団体助成金 地域の特性を活かし、住民の参加により進める地域活性化のための事業に要する経費の一部を助成(限度額25万円)</p> <p>2 ボランティア活動支援事業 地域に密着した公益性のある事業でかつ収益性のないボランティア事業に要する経費の一部を助成(限度額3万円)</p>	環境生活部 くらし安全 局 道民生活課 協働推進グル ープ	24- 182	http://www.fureaizaid an.or.jp/
37	○		「共生型地域福祉拠 点」推進事業	道	<p>高齢者、障がい者、子ども等の多世代が交流し、住民同士がお互いに支え合う共助の取組に導く「共生型地域福祉拠点」の新規開設支援や既存の施設の機能強化に向けた研修カリキュラムの策定等を行う。(地方創生推進交付金:国1/2、道1/2)</p> <p>○拠点機能強化事業(研修カリキュラム、サポートブックの作成)</p> <p>○「共生型地域福祉拠点」推進セミナーの開催</p>	保健福祉部 総務課企画 調整グルー プ	25- 126	http://www.pref.hokka ido.lg.jp/hf/sum/kyou seigata.htm
38	○		老人クラブ活動推進 事業 【厚生労働省】	老人クラ ブ、市町村 老人クラブ 連合会	<p>明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するため、高齢者の豊かな経験や知識、能力を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加、地域の担い手としての役割の確立等を推進する老人クラブ活動に対して助成する。(補助負担:国1/3、道1/3、市町村1/3)</p> <p>○活動別リーダー育成事業</p> <p>○世代間交流促進事業</p> <p>○情報提供・相談活動事業</p> <p>○広報・加入促進事業</p> <p>○健康づくり事業 等</p>	保健福祉部 高齢者支援 局 高齢者保健 福祉課 介護運営グル ープ	25- 667 25- 665	関係ページなし
39	○	○	農山漁村振興交付 金 【農林水産省】	地域協議 会、農業法 人、NPO等	<p>農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域計画づくりや手づくり活動などを支援して、都市と農村との共生・対流等を推進する。</p> <p>○都市農村共生・対流及び地域活性化対策</p>	農政 部 農村振興局 農村設計課 農村企画グル ープ	27- 873	http://www.maff.go.jp /j/nousin/kouryu/tos hi_noson/index.html

3 「情報の活用」に係る関連施策・事業

(1) 北海道の関連施策

番号	情報の活用		事業名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 又は問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	情報収集活動の促進	情報発信活動の促進				部・課・G名	内線	
1		○	地域づくり推進費 (地域力向上サポート事業)	道	<p>行政をはじめ、市民や企業、NPOなどの地域の多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上を図る。</p> <p>○「地域力」の育成・向上に向けた取組の総合的な推進</p> <p>庁内横断的な推進体制のもと、「地域力」の育成・向上に向けた施策を総合的に推進</p> <p>○「地域力」に関する情報発信</p> <p>地域力の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例などの情報をホームページを通じて発信し、地域力の向上に向けた全道的な取組を促進</p> <p>○「地域力」向上に係る取組へのサポート</p> <p>・社会的課題等に対して活発化している分野別、主体別な取組が有機的に繋がることで、その成果を一層高め、地域が一体となれる仕組みづくりを目指し、実際に地域に出向き、地域の取組に対するサポートを実施</p> <p>・行政職員やNPOなどを対象として、地域力向上に向けた取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際の核となる人材を育成</p>	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力ガ グループ	23- 483	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chicho/chikiriyoku/top.htm
2	○	○	市民活動促進センター管理運営費	道	<p>道内のさまざまな市民活動を行う個人、団体が活発に交流・連携し、情報交換を行い、また、活動に係る専門的な相談などの拠点となるように設置した市民活動促進センターを核として、市民活動を総合的に推進するため、次のような事業を実施する。</p> <p>○交流及び連携促進のための施設等の提供</p> <p>○情報収集及び提供</p> <p>○調査研究及び研究結果の公表</p>	環境生活部 くらし安全 局道民生活 課 協働推進グ グループ	24- 182	http://www.do-shiminkatsudo.jp/
3	○		中山間ふるさと・水と土保全対策事業	道	<p>土地改良施設や農地の保全・利活用を通じた地域住民活動の活性化を推進するため、基金を造成し、その運用益で人材の育成や組織の支援体制確立など地域の取組を支援。</p> <p>○活動支援地区についてのHPでの紹介</p>	農政部 農村振興局 農村整備課 田園企画グ グループ	27- 620	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/2_kannri/Kan_furumisu2.htm

(2) 国や団体の事業

番号	情報の活用		施策・事業・制度名	実施主体	事業の概要	担当部・局・課・G 及び問い合わせ先		ホームページの 関係ページアドレス
	情報収集活動の促進	情報発信活動の促進				部・課・G名	内線	
4	○	○	地域づくり団体事業 全国協議会への登録 【(一財)地域活性化センター】	地域づくり 団体	<p>地域づくり団体関係者等に対して、研修交流・情報交換の場や、地域づくりに関する情報を提供する。</p> <p>○地域づくり団体全国研修交流会の開催</p> <p>○地域づくりコーディネーター研修会の開催</p> <p>○地域づくり団体活動事例集の送付</p> <p>○情報誌「地域づくり」の送付</p> <p>○「地域づくり団体プロフィール集」((一財)地域活性化センターホームページ内)の登録</p>	総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策グ グループ	23- 477	https://www.jord.jp/
5	○	○	過疎地域等における 集落対策の推進 【総務省】	市町村	<p>1 取組の内容</p> <p>①「集落支援員」の設置</p> <p>・市町村に「集落支援員」を設置。支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。(地域の実情に詳しく集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を活用)</p> <p>②「集落点検」の実施</p> <p>・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施(集落点検チェックシートを活用)</p> <p>③ 集落のあり方についての話し合いの促進</p> <p>・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進(「集落点検」の結果を活用)</p> <p>・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援</p> <p>④集落対策</p> <p>・住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた集落対策を推進(生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし、コミュニティビジネスの振興、複数集落の連携などの取組み)</p> <p>2 財政措置(特別交付税による措置)</p> <p>① 集落支援員の設置に要する経費(報酬、活動旅費、会議費等)</p> <p>② 集落点検の実施に要する経費(点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費)</p> <p>③ 集落における話し合いの実施に要する経費(資料印刷代、コーディネーター謝金・旅費)</p>	総合政策部 地域創生局 地域政策課 集落対策・ 地域活力ガ グループ	23- 483	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain5.htm
6	○	○	地域活動推進事業 【(公財)北海道地域活動 活動振興協会】	(公財)北海 道地域活動 振興協会	○情報提供事業 ボランティア活動に代表される地域活動に関する情報の収集と提供	環境生活部 くらし安全 局道民生活 課 協働推進グ グループ	24- 182	http://www.fureaizaidan.or.jp/
7	○	○	老人クラブ活動推進 事業 【厚生労働省】	老人クラ ブ、市町村 老人クラブ 連合会	<p>明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するため、高齢者の豊かな経験や知識、能力を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加、地域の担い手としての役割の確立等を推進する老人クラブ活動に対して助成する。(補助負担: 国1/3、道1/3、市町村1/3)</p> <p>○活動別リーダー育成事業</p> <p>○世代間交流促進事業</p> <p>○情報提供・相談活動事業</p> <p>○広報・加入促進事業</p> <p>○健康づくり事業 等</p>	保健福祉部 高齢者支援 局 高齢者保健 福祉課 介護運営グ グループ	25- 665	関係ページなし